

サービス	内 容	対 象 者	利用者負担	実施時期	利用・申し込み先
無 料 法 律 相 談	高齢者等の生活上の相談に応じられるよう、無料法律相談所を開設	・一般町民	無料	毎月1回	南越前町社会福祉協議会 TEL 47・3767 今庄支所 TEL 45・1175 河野支所 TEL 48・2260
高 齢 者 お 祝 訪 問	在宅の95歳以上の高齢者宅を訪問し祝品を贈呈	・在宅の95歳以上の高齢者		9月の老人週間	
100歳お祝い	100歳到達高齢者に10万円の祝金を贈呈	・満100歳を迎える高齢者		満100歳を迎えた日	
敬 老 会	喜寿・米寿・金婚等のお祝いを含む式典、食事会	・年内に満75歳以上を迎える高齢者		南条地域 9月19日 今庄地域 9月22日 河野地域 9月14日	
高 齢 者 の 生 き が い と 健 康 づ くり 推 進	ゲートボール、ペタンクのほかユニカールなどニュースポーツの振興と高齢者の健康保持	・概ね65歳以上の高齢者		広報等に掲載予定	
ウオーターランド入館優待	高齢者が南条ウォーターランドを利用する場合、入館料が半額または無料になります。	・利用日現在、満65歳以上の高齢者	・70歳未満は半額の250円 ・70歳以上は無料	随時	フロントで健康保険者証など身分を証明するものを提示してください。
高 齢 者 保 養	地区の老人クラブ連合会が行う町内温泉施設を活用した保養事業（入浴・健康相談・弁当）を実施	・クラブ会員及び年内に満65歳以上を迎える高齢者	飲み物代 実 費	6月	実施時期は全戸にチラシ配布します
緊 急 通 報 体 制 等 備	ひとり暮らし高齢者宅に電話接続型緊急通報装置を無償貸与し、緊急時の通報体制を整備	・概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者	無料	随時	
す こ や か 介 護 用 品 支 給	紙おむつ等の介護用品を支給。※利用限度額月額6,500円	・要支援・要介護1～5の在宅高齢者	・町民税課税世帯の場合は支給額の1/3を負担。 ・町民税非課税世帯は負担なし	随時	・保健福祉課、 ・各総合事務所福祉推進室に申し込んでください。
要 介 護 老 人 住 環 境 整 備	要介護認定者の住宅を改造する場合対象経費の8割を助成（助成限度額60万円）			随時	

南越前町では、高齢者の生活を支援するため、このようなサービスを行っていきます。ぜひご利用ください。

■問い合わせ 保健福祉課 ☎ 47・8007
今庄福祉推進室 ☎ 45・8001
河野福祉推進室 ☎ 48・7704

高齢者を支援

安心して暮らせるまちづくりに

サービス	内 容	対 象 者	利用者負担	実施時期	利用・申し込み先
寝 具 洗 濯 乾 燥 消 毒 サ ー ビ ス	寝具の衛生管理のため、布団類の丸洗いを実施	・65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・65歳以上の在宅の寝たきり高齢者（要介護4以上） ・要介護1以上の方がいる高齢者のみ世帯 ・在宅で身障手帳1級所持の人 ・療育手帳A1所持の人	掛布団 100円/枚 敷布団 100円/枚 毛布 50円/枚	年2回	民生委員が対象者の方に利用希望を聞きに行きます。
配 食 サ ー ビ ス (食の自立支援事業)	調理が困難な高齢者に対し、食生活援助と安否確認を目的に弁当を毎月居宅に配食	・概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・80歳以上高齢者のみ世帯	200円/食	毎月1回	
屋 根 雪 下 ろ し ・ 除 雪 支 援 金 支 給 (軽度生活援助)	冬期間、高齢者の安心できる在宅生活を支援するため、雪下ろしを実施した場合、支援金を支給	・所得税非課税世帯で県内に子どもが住んでいないなど真に雪下ろしが困難と認められる65歳以上のひとり暮らし高齢者と高齢者のみ世帯	無料	冬季間 (1月～3月)	
外 出 支 援 サ ー ビ ス	腎臓機能障害のため人工透析など定期的に通院が必要な高齢者を自宅から病院までリフト車で送迎	・透析を受けている概ね65歳以上の高齢者等（下肢不自由者は60歳以上）	無料	随時	
ホ ー ム ヘ ル パ ー 派 遣 (軽度生活援助事業)	要介護状態への進行を予防するため、ホームヘルパーを派遣して、日常生活を援助します。	・法定の福祉制度に該当しない要介護高齢者等	200円/時/一人	随時	・保健福祉課、 ・各総合事務所福祉推進室に申し込んでください。
生 き が い デ ィ サービス (南条地区のみ)	日常動作訓練やレクリエーション・給食サービスを福祉センターで実施	・要介護認定で自立と判定された方	1,000円/回	随時	
地 域 ふ れ あ い サ ロ ン	集落センター等でサロンを開催し、健康相談等介護予防サービスを実施	・概ね60歳以上の高齢者	実費を徴収します	随時 (広報等掲載予定)	
家 族 介 護 慰 労	要介護4・5の在宅高齢者を介護する家族に慰労金を支給（年額10万円）	・要介護4・5の在宅高齢者を抱える町民税非課税世帯で、過去一年間を通じて介護保険サービスを受けなかった者を介護している家族		基準日 8/1 ※9月の老人週間時に支給	
在 宅 要 介 護 老 人 介 護 者 慰 労	要介護4・5の在宅高齢者を介護する家族に慰労金を支給（年額5万円）	・要介護4・5の在宅高齢者を介護している家族（家族介護慰労事業の対象者を除く）			